

れる。

最後に、第一・二・三編の構成が、時代区分にしたがって叙述することにより、基本問題を横切りにしたという欠点をおぎなうために、1 給人知行の変化、2 本百姓の形成、3 郷村支配の整備、4 藩財政と流通経済の展開の四点を問題別に整理し、所要に応じて補説が加えられており、1 において、改作法が給人・百姓間を遮断し、領主権の進展、その制度的裏付としての封禄制の確立を見、2 において、寛文期を頂点として小農民自立の展開をとらえ、切高仕法が、流通経済の展開という現実の中で、改作法の主旨を貫徹したものととらえ、3 において、加賀藩制成立史上の重要課題として、改作奉行や十村制度の成立の重要性をとき、4 において、改作法を支えた藩財政と、流通統制のあり方を述べ、最後に、中期以降の展望を述べて結んでおられる。

以上、粗雑ながらも、編・章を追って本書の内容を紹介してきたが、本書は、研究者が、史料を解釈するにあたって、全体の中でとらえず、おうおうにして、自己の御

都合主義的な解釈をしがちであるのに対し、改作法を中心に、近世初期加賀藩農政を实践的かつ具体的にあとづけられており、この点は、高く評価されるべきであろう。最後に、一つ注文をつけるなら、本書の分析史料および対象が能登国にあり、城下金沢のある加賀、および越中が欠落しており、この点、加賀藩制を深めて行くためにも、ぜひ、今後著者によって深められんことを望みたい。

また、上巻につづき、享保期から明治維新までの藩政史を中心にとりあげられた下巻も、すでに刊行されているが、与えられた枚数もつぎたので、その目次を次にあげて紹介にかえたい。

第一編 転換期の農政

第一章 享保期の農政

第二章 宝暦・天明期の農政

第三章 享和期の農政

第二編 改作方復古と天保改革

第一章 改作方復古と農政機構の変革

第二章 産物方再開と商品生産

第三章 天保改革と復元潤色

第三編 幕末藩政改革と農政

第一章 黒羽織免の出現

第二章 維新への胎動

第三章 維新期の農村問題

結論

史料編

(上巻 A5判・七四六頁、昭和四五年三月刊、四、五〇〇円、下巻 A5判・九九二頁、昭和四七年三月刊、七、五〇〇円、吉川弘文館)

(藤井譲治・京都大学大学院学生)

堺市史 続編第一巻

かつて昔の堺市史(全八巻、昭和五年刊)は名著のほまれ高く、今日もなおその要望があつて複製され、いっぱんの書物愛好者や研究者に役立っている。本書は表題どおり、その名著の続編であり、続編の第一巻である。

この続編第一巻は、新しく堺市に編入された神石・百舌鳥・五箇荘・金岡・東百舌鳥・躍尾・深井・八田荘・鳳・浜寺・南八

下・北八下・日置荘・泉ヶ丘・福泉・登美丘の一六町村の新地域の歴史を、あつかったものである。なにしろ、原始古代から堺市合併時までの長い期間にわたるから、本文だけで一六六四ページのほう大な著述となった。

全体の編別と章構成は次の通りである。

第一編 古代 第一章稲作技術の伝来、第二章 古墳の世紀と陶器、第三章 律令国家の形成と堺、第四章 行基とその時代、第五章 荘園制の展開と堺

地方、第六章 古代の美術

第二編 中世 第一章 中世社会の成立

と堺、第二章 南北朝内乱期の堺地方

第三章 守護勢力の盛衰と堺地方、第四章 中世の美術と建築

第三編 近世 第一章 幕藩体制の成立

と堺、第二章 近世村落の成立、第三章 新田開発の進行、第四章 宗教と

文化の動向、第五章 近世村落の変貌、第六章 幕末変革期の堺周辺

介

第四編 近代 第一章 明治維新と堺県

の設置、第二章 維新政府の諸施策と

村方の対応、第三章 大阪府管下時代

と農村の変貌、第四章 明治後期の堺

周辺農村、第五章 社寺・学校の再編

成と農村生活、第六章 第一次世界大

戦中・戦後の新市域、第七章 不況時

代の到来、第八章 非常時のはじまり

第九章 戦時体制下の新市域、第十章

戦後の新市域

以上の章は、さらに節・項・見出しに細分されている。

ひと口に一六六四ページというが、この大冊の内容を消化し頭を整理しながら読むということになると、とても一〇日や二〇日ですまない。新しい、またすばらしい歴史のインフォメーションの、宝の山にふみこんで、とほうに暮れたというのが、読後のいつわらぬ実感であった。

もちろん、わたくしのような頭の弱い読者のために、本書の各章のはじめに、四五〇〇字ほどのレジメがつけてある。各章のレジメを通読するだけで、新市域の歴史のアウトラインや、問題の所在がつかめるわけだ。これはなかなか親切な編集である

と感心した。こういうこまかい配慮の編集は、意外に面倒で労の多いものであろう。

しかし、感心したことをいうなら、まず本の装釘の立派さに感心したことを、あげねばなるまい。旧著の装釘によられたものであろうが、背皮クロス装天金の豪華で堅固な造本である。本をとじたりひらいたりすると、新品の靴のように、真新しい背皮がキュッキュッと鳴るといえば、少しオーバーであろうか。

つぎに、本書の監修者小葉田淳先生の「監修の辞」に感心した。そのどこといわれると困るのだが、名著の統編の編集というたいへんな創意工夫のともなう万端が、大ベテランの手馴れた文章で、要領よく淡々とべてある。さきの各章のレジメなどは、万端のほんの一端にすぎないのである。

ここまでは、本書を手にとってすぐに感心したことである。さて、一六六四ページの内容に至っては、一〇日にも二〇日にも及ぶ延えんたる感心の連続で、どうしようもなかった。今度は正反対のことをいうが、よくまあこれだけの豊富な内容が、わずか

一六六四ページに編集されたものと感心する。実さいの執筆編集にあたられた朝尾直弘氏をはじめとする諸氏の、なみなみならぬご努力のあとがうかがわれよう。とくに、市井の古書目録にまで注意がはらわれ註記されているのを見ると、ほんとうにたいへんな仕事でしたねというほかはない。

色々な点をあげて讀えれば、いくらでも讀えられるのが、この市史の特徴であるから、ここでは、研究上の小さな点を、それもひとつに限って提示することで、お許しをえたい。

新市域は、摂関家大番領で知られた和泉国大鳥郡大鳥郷あるいは大鳥庄をふくんでいる。本書はそれについて詳細な記述があるので、種々教えられることが多かった。ただ、次のようなことは、いかなるものであろうか。

すなわち、本書は大番領の例として、「寛喜三(一二三二)年以降の文書と思われる次年の大鳥郡内某荘の大番舎人関係文書」をあげている(三〇二ページ)。この史料は、某荘が一五名半あって、殿下方七

名半、宜秋門院方三名、近衛禪定殿下方五名からなることをのべている。じつは古くは牧健二氏によって紹介され、新しいところでは渡辺澄夫氏も言及しておられる史料である。両氏ともこれが近江国大番領に関するものと解しておられるのに、本書が和泉国の大鳥郡内某荘とするのは、なにかもとづくところがおありだったのだろうか。

もしこれが大阪府下のものなら、この史料が語る大番舎人と地頭との相論は、おもしろい争点をもつので、少しふれられたらよかつたと思う。つまり、大番舎人の特権である給田一丁雑免三町在家四宇が、人別か名別かということであり、最終的に人別に落着くわけだが、それが地頭の特権とのかねあい論じられているのがおもしろい。もちろん近江国の場合のことなら論外である。

大鳥庄上村の大番舎人名と地頭田代氏の特権の関係について、ふれられている(三二八―三三一ページ)。その場合、建治二年の「大鳥庄上村地頭方名丸帳」が、地頭田代氏の反別五升の加徴米の取立の台帳とし

て作製されたことを、岡田隆夫氏の研究によって紹介されている。田代氏は新補地頭であるから反別五升の取立権をもつのは当然だが、もうひとつの特権である十一町別に一町の給田のほうは、どうだったのだろうか。右の台帳にあらわれぬことを説明しておかれたほうが、よかつたのでなからうか。

田代文書四所収の康永二年六月日付の殿下御方と泉国大番領雑掌祐尊申状によれば、和泉国では反別五升のほか、国衛正税の十一分一をさいて地頭得分とし、結局地頭が反別八升六勺を取立よう定めてあるのが国例だといふ。十一町別一町の給田とは、反別取立米に換算されていたのである。

しかし、大番舎人の給田一町は実在したはずであり、これも右の台帳にあらわれぬことを説明しておかれたほうが、よかつたのではなからうか。

そもそも給田とは正税官物、雑公事を免除された田だから、地頭の加徴米取立の対象ではない。台帳にでてこないのがとうぜんなのである。田代氏の所有に帰した大番

舎人名の豊富名のうち、娘に譲った五町七反九十歩が雑免と余田から構成され、給田をふくまなかった(二三〇ページ)のもそれに關係するものと思われる。また、上村にわずか一反三百歩しかない吉宗が舎人名であるのも、一町の給田を別に考えれば、舎人の没落零細化したものと考えなくてはむ。執筆者がそう考えておられるわけではないが。

さらに、もっとささいなことになって恐縮だが、永仁五年九月に田代家綱が娘に大鳥郷上条内一分地頭職を譲った事実にふれておられるのだから(三二九ページ)、この地頭職の名田地がどのように經營されていたか、にもふれてほしかった。それを考える史料があることも十分承知しておられる、と思うからである。

最後にもうひとつ些末なことで、恐縮の至りでどうしようもないが、堺市史統編のつぎにはいづれ大阪府史の編集も行われることであろうから、思いきって申し上げる。右の大鳥郷において、「本所にたいして贅御供を捧げる仕事が与えられていたと推測

される在家人」として、「籠持間人在家」の存在が考えられている(三四四ページ)。あるいは私見のあやまりかも知れぬので、ちがっていたらお許し願いたいだが、これは史料の読み誤りではなからうか。史料田代文書所収の建仁三年九月日付の庁宣にそくしていえば、「籠持間人在家の輩においては、舎人たりといえども、何ぞその催しを遁れんや」ではなく、「間人在家を籠め持つの輩においては、舎人たりといえども……」と読んだほうが、間人在家が舎人であるというような、身分的違和感がなくすすむと思う。

以上、些細な研究上の問題点の指摘で、堺市史統編の歴史叙述のすばらしさになんの影響もないことである。指摘がわたくしの誤解であるかも知れないので、そうならくれぐれもお許し願いたい。近世の領域についてもふれる余裕がなくなってしまう、たいへん申し訳ない。本書をはじめとする堺市史統編の刊行の、一刻も早く無事完了するよう、お祈りしてつたない紹介をおわ

なお、第二巻は旧堺市域の大正から昭和二十年の敗戦までを取扱い、これもすでに刊行されていることをつけ加えておく。

(A5判一七六ページ 昭和四六年一月)

堺市役所発行 頒価三、〇〇〇円)

(高尾一彦・神戸大学文学部教授)

R. Knowles & P. W. E. Stowe

EUROPE IN MAPS: Topographical Map Studies of Western Europe, Books 1 & 2

本書は、イギリスの大学初年級のヨーロッパ地誌の補助教材として編集された、ヨーロッパ各地の地形図集(二冊一組)である。とりあげられている地域はノルウェー、スウェーデン、デンマーク、西ドイツ、オランダ、ベルギー、フランス、スイスの八ヶ国、三十九地域に及んでいる。縮尺は大部分が五万分の一で、他に一万分の一、二万分の一、二・五万分の一、十万分の一等の縮尺のものも少しずつ収められている。構成としては、各節の始めにまず地形図